# 令和4事務年度 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

- I 租税条約等に基づく情報交換事績の概要 (参考)国際的な脱税及び租税回避への関心の高まり
- Ⅱ 和税条約等に基づく情報交換の実施状況
  - 1 自動的情報交換
    - ⑴ CRSに基づく非居住者の金融口座情報(CRS情報)の交換
    - (2) 国別報告書(CbCR)の交換
    - (3) 法定調書情報の交換
  - 2 自発的情報交換
  - 3 要請に基づく情報交換
- 別紙1 我が国の租税条約ネットワーク
- 別紙2 CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

# I 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

▶ 経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も複雑化・多様化する中、国税庁では、適正・公平な課税・徴収の実現のため、また、国際的な脱税及び租税回避に対処するため、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施しています。

			令和3事務年度	令和4事務年度	
			いはったが上文	13/14 1 7-30/T/X	対前事務年度比
	CRS情報 <sup>※1</sup>	外国からの受領件数	2,500,664	2,526,181	101.0%
		我が国からの提供件数	651,794	532,037	81.6%
自動的	CbCR <sup>※2</sup>	外国からの受領件数	2,246	2,237	99.6%
情報交換		我が国からの提供件数	901	866	96.1%
	计中国事件和X3	外国からの受領件数	99,019	77,103	77.9%
	法定調書情報 <sup>※3</sup> 	我が国からの提供件数	767,611	750,791	97.8%
自発的情報交換※4		外国からの受領件数	448	812	181.3%
		我が国からの提供件数	73	131	179.5%
要請に基づく情報交換※5		我が国からの要請件数	639	641	100.3%
		外国からの要請件数	128	252	196.9%

- ※1 共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard) に基づく非居住者の金融口座情報を外国税務当局と定期的に交換しています。
- ※2 多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書(CbCR: Country by Country Report)を外国税務当局と定期的に交換しています。
- ※3 法定調書により把握した非居住者への支払(利子、配当、不動産賃借料等)についての情報を外国税務当局と交換しています。
- ※4 国際協力の観点から、自国納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供しています。
- ※5 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請しています。

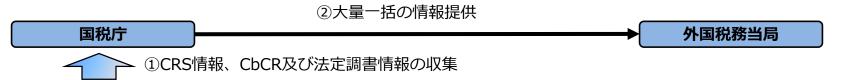
## (参考) 国際的な脱税及び租税回避への関心の高まり

- ▶ 近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、年々経済社会の国際化が進展しています。このような中、OECDが策定・公表した共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の交換や、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な脱税及び租税回避に対して、関心が大きく高まっている状況にあります。
- ▶ G20やOECDにおいては、これらの問題に対処するため、各国税務当局間での協力・連携を一層推進していくこととしています。
- ▶ こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を 実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えており、租税条約等に基づく外国 税務当局との情報交換を通じて、国際的な脱税及び租税回避の把握や防止に取り組んでいきます。
- 租税条約等に基づく情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を税務当局間で互いに提供する仕組みです。
- 租税条約等に基づく情報交換には、「自動的情報交換」、「自発的情報交換」及び「要請に基づく情報交換」の3つの類型があり、情報交換事績もこれらの類型に分けています。これらの類型に関する詳細は、国税庁ホームページ「租税条約等に基づく情報交換」(<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/index.htm</a>)をご覧ください。
- 情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークは、154か国・地域に拡大しています。 我が国の情報交換ネットワークの現状については、別紙1をご参照ください。

## Ⅱ 租税条約等に基づく情報交換の実施状況

## 1 自動的情報交換

▶ 国際的な脱税や租税回避行為に対処するため、CRSに基づく非居住者の金融口座情報(CRS情報) や多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書(CbCR: Country by Country Report)、法定調書により把握した非居住者への支払についての情報(法定調書情報)を定期的に交 換しています。



- ▶ 諸外国の税務当局から受領するCRS情報や法定調書情報等は、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報等との分析を通じて、課税上問題があると見込まれる資産や所得の把握などに有効です。また、徴収の分野においても、受領した情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行っています。
- O CRS情報・CbCRについての詳細は以下をご覧ください。

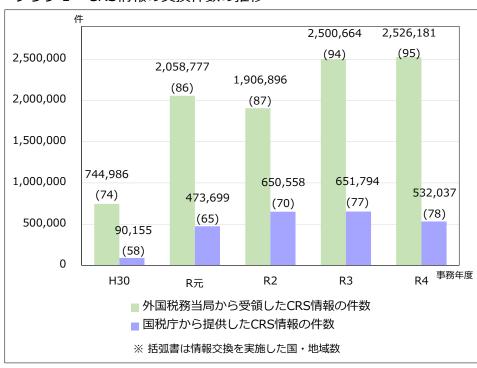
共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CRSコーナー」) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm

国別報告事項(CbCR)の自動的情報交換等に関する情報 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/001.htm

## (1) CRSに基づく非居住者の金融口座情報(CRS情報)の交換

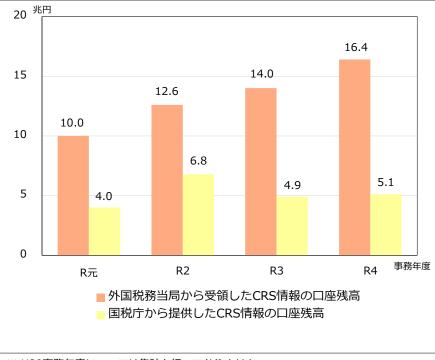
- ▶ CRSは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高など)を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として、OECDが策定・公表したもので、我が国もこの枠組みに基づき、外国税務当局との間で情報交換を実施しています。
- ▶ 令和4事務年度は、日本居住者のCRS情報約253万件(個人口座約250万件、同残高約10.9兆円、法人口座約3万件、同残高約5.5兆円)を95か国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者のCRS情報約53万件(個人口座約51万件、同残高約1.1兆円、法人口座約2万件、同残高約4兆円)を78か国・地域の外国税務当局に提供しました。

#### グラフ1 CRS情報の交換件数の推移



※ H30事務年度は、平成29年1月1日以降に新たに開設された口座や平成28年12月31日時点の口座残高が1億円を超える個人口座など、一部の口座情報のみが交換対象。

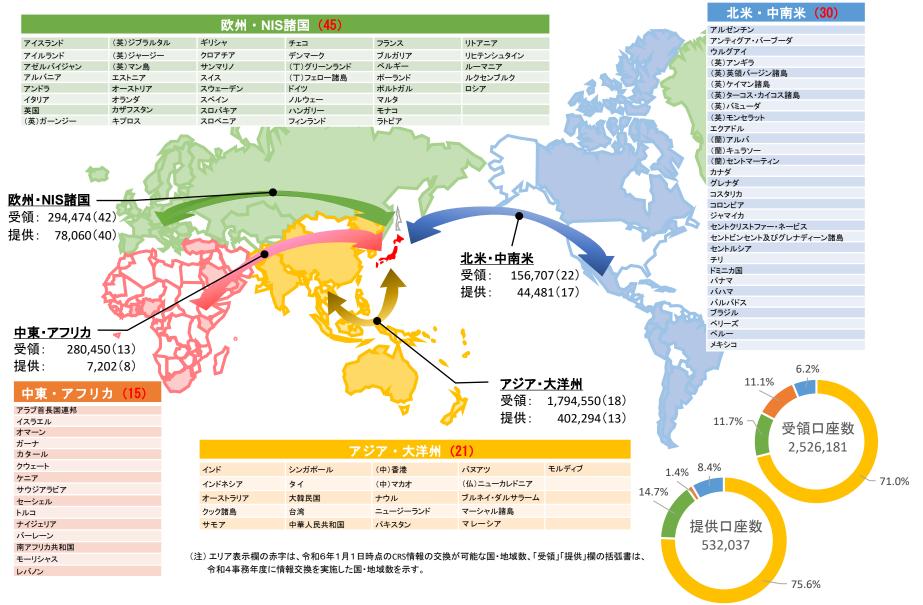
グラフ2 交換したCRS情報の口座残高の推移



※ H30事務年度については集計を行っておりません。

#### CRS情報の地域別 受領・提供 口座数

#### (令和4事務年度)



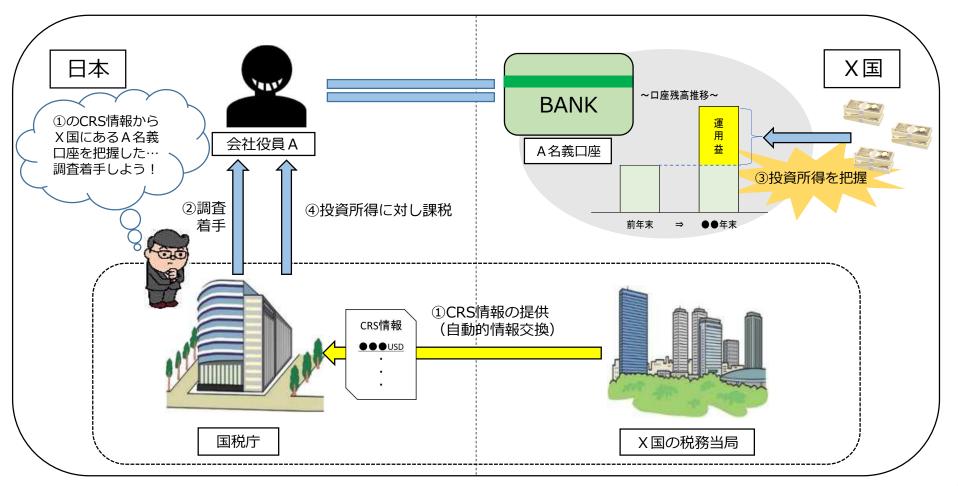
# (参考計表) CRS情報の交換件数(地域別)の推移

		平成30事	務年度	令和元事	務年度	令和2	事務年度	令和3事務年度 令和4事務年		<b>下務年度</b>	
		国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
外国から受領	アジア・ 大洋州	11	445,919	15	1,630,421	16	1,473,200	17	1,644,896	18	1,794,550
	北米・ 中南米	15	41,995	19	96,288	19	117,291	20	216,480	22	156,707
	欧州· NIS諸国	40	232,492	41	299,313	40	313,587	43	325,978	42	294,474
	中東・ アフリカ	8	24,580	11	32,755	12	2,818	14	313,310	13	280,450
	合計	74	744,986	86	2,058,777	87	1,906,896	94	2,500,664	95	2,526,181
我が国から提供	アジア・ 大洋州	10	74,770	11	373,870	12	529,864	12	536,650	13	402,294
	北米・ 中南米	9	6,261	11	33,526	13	43,354	16	40,744	17	44,481
	欧州・ NIS諸国	35	8,895	38	64,129	39	73,074	42	67,976	40	78,060
	中東・ アフリカ	4	229	5	2,174	6	4,266	7	6,424	8	7,202
	合計	58	90,155	65	473,699	70	650,558	77	651,794	78	532,037

## 受領したCRS情報の活用例

受領したCRS情報から、複数の国内外法人の役員を務める個人Aが、X国にある金融口座に多額の資金を保有していることを把握。口座残高が前年から大幅に増加しており、申告に反映されていない収入があることが想定されたため、調査に着手した。

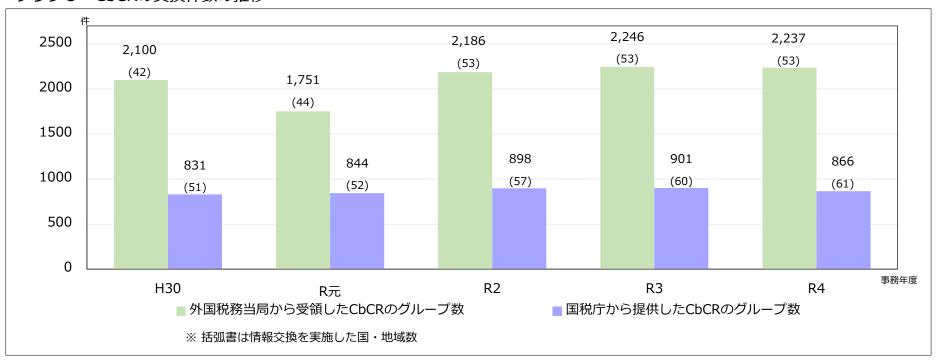
調査において、当該口座の資金原資の解明を行った結果、個人Aが利子・配当等を含む多額の投資所得を得ていた事実を把握した。



## (2) 国別報告書 (CbCR) の交換

- ➤ CbCRの交換は、BEPSプロジェクトの勧告(行動13「多国籍企業情報の文書化」)に沿って実施されています。
- ➤ CbCRには、多国籍企業グループの事業が行われる国・地域ごとの収入金額や納付税額の配分状況等に関する情報が含まれ、各国税務当局は、移転価格リスク評価に使用しています。
- ▶ 令和4事務年度は、外国に最終親会社等がある2,237グループのCbCRを53か国・地域の外国税務当局から受領し、日本に最終親会社等がある866グループのCbCRを61か国・地域に提供しました。

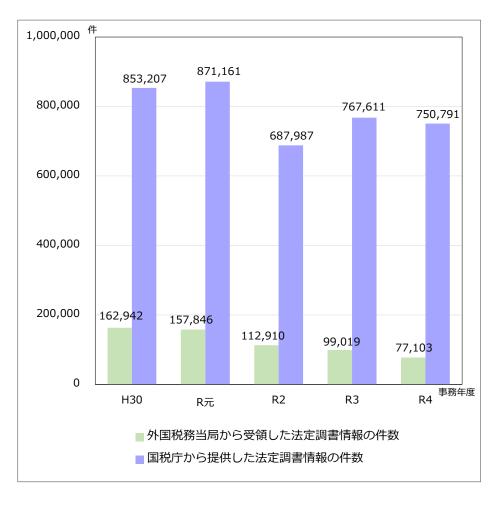
グラフ3 CbCRの交換件数の推移



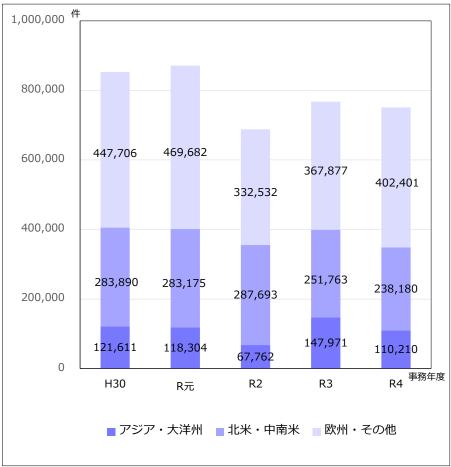
## (3) 法定調書情報の交換

法定調書により把握した非居住者への支払(利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等)についての情報を税務当局間で交換しています。

グラフ4 法定調書情報の交換件数の推移

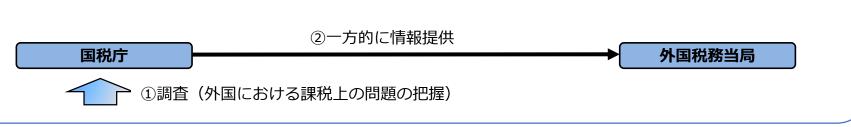


グラフ5 国税庁から提供した法定調書情報の件数(地域別) の推移

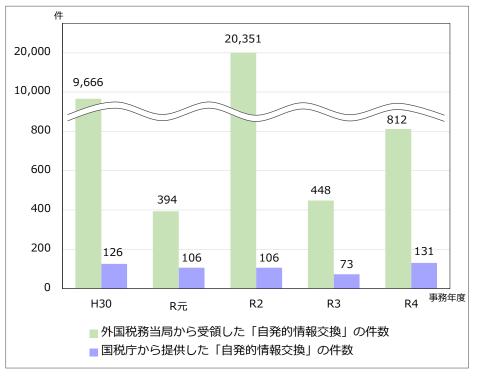


## 2 自発的情報交換

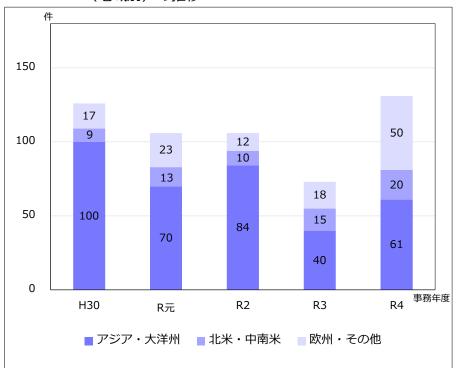
▶ 国際協力の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で、外国税務当局にとって有益と認められる情報を、自発的に提供しています。



グラフ6 「自発的情報交換」の交換件数の推移

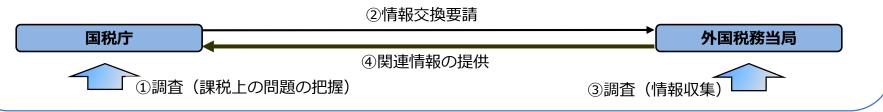


グラフ7 国税庁から提供した「自発的情報交換」の件数 (地域別)の推移

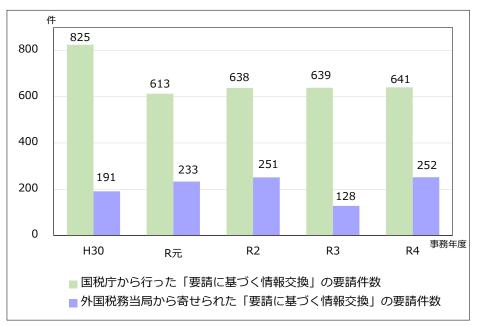


#### 3 要請に基づく情報交換

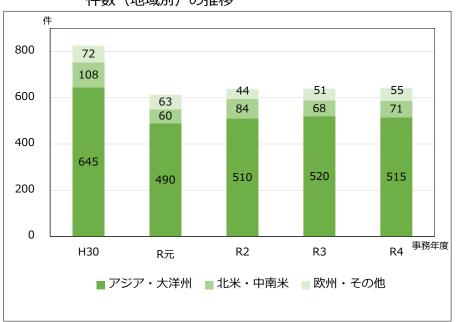
- 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請しています。国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 外国税務当局から、海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、 外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手しています。



グラフ8 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



グラフ9 国税庁から行った「要請に基づく情報交換」の要請 件数(地域別)の推移

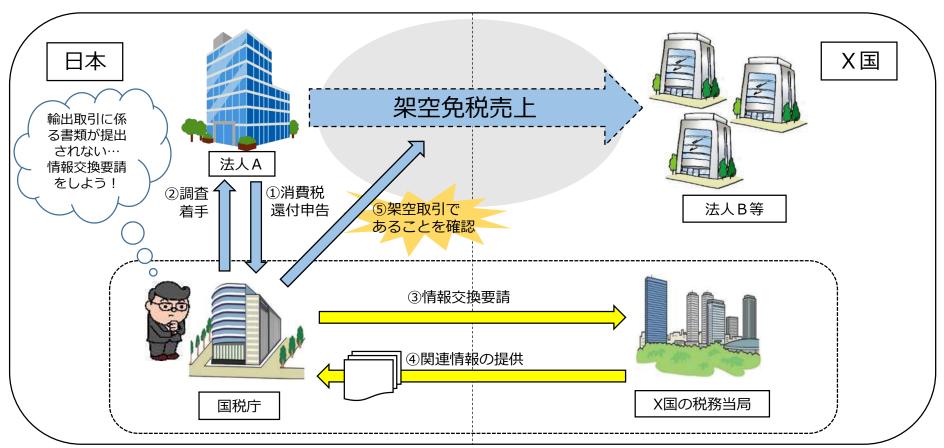


#### 要請に基づく情報交換の活用例

内国法人Aは、日本国内で日用雑貨品を仕入れ、X国の外国法人B等に輸出したとして、当該国内仕入に係る消費税に関して、還付申告書を提出していた。

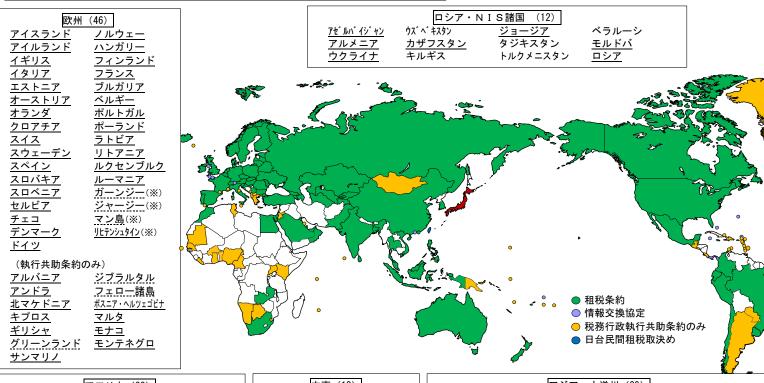
内国法人Aの調査においては、外国法人B等への輸出取引を証する資料が提出されなかったことから、当該取引の適否を検討するため、X国の税務当局に対して、内国法人Aとの取引を記帳した外国法人B等の会計帳簿等について情報提供の要請を実施した。

当該要請に対し、X国の税務当局から、外国法人B等は内国法人Aと取引を行っていない旨の回答があり、架空の輸出取引を利用して不正に消費税の還付申告を行っていた事実を把握した。



#### 我が国の租税条約ネットワーク

#### 財務省 《85条約等、154か国・地域適用/2024年1月1日現在》(注1)(注2)



	アフリ	カ (22)	
エジプト	ザンビア	南アフリカ	モロッコ
(執行共助	条約のみ)		
<u>ウガンダ</u>	ケニア	ナミビア	モーリタニア
エスワティニ	セーシェル	ブルキナファソ	リベリア
ガーナ	セネガル	<u>ベナン</u>	<u>ルワンダ</u>
カーホ゛へ゛ルテ゛	チュニシ゛ア	ボツワナ	
カメルーン	ナイシ゛ェリア	モーリシャス	

	(10)
<u>アラブ首長国</u>	<u>クウェート</u>
<u>連邦</u>	
<u>イスラエル</u>	<u>サウジアラビア</u>
<u>オマーン</u>	<u>トルコ</u>
<u>カタール</u>	
(執行共助条約	(のみ)
バーレーン	レバノン

アジア・大洋州 (29)								
<u>インド</u>	<u>シンガポール</u>	<u>ニューシ゛ーラント゛</u>	フィリピン	マレーシア				
<u>インドネシア</u>	スリランカ	パキスタン	ブルネイ	<u>サモア</u> (※)				
<u>オーストラリア</u>	<u>タイ</u>	バングラデシュ	ベトナム	マカオ (※)				
韓国	<u>中国</u>	フィジー	香港	台湾(注3)				
(執行共助条約	句のみ)							
<u>クック諸島</u>	<u>ニウエ</u>	バヌアツ	マーシャル諸島	<u>モンゴル</u>				
<u>ナウル</u>	ニューカレト゛ニア	<u>パプアニューギニア</u>	<u>モルディブ</u>					

- 北米・中南米 (35) アメリカ ウルグアイ エクアドル カナダ コロンビア ジャマイカ チリ ブラジル ペルー メキシコ ケイマン諸島(※) 英領バージン諸島(※) パナマ(※) バハマ(※) バミューダ(※) (執行共助条約のみ) アルゼンチン アルバ アンギラ アンティク ア・バーブ ータ エルサルバドル キュラソー グアテマラ グレナダ コスタリカ セントクリストファー・ネーヒ、ス セントピンセント及びがレナディーン諸島 セントマーティン セントルシア ターコス・カイコス諸島 ドミニカ共和国 ドミニカ国 パラグアイ バルバトス ベリーズ モンセラット
- (注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
- (注2)条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
  - ・租税条約(二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約):72 本、79 か国・地域
  - ・情報交換協定(租税に関する情報交換を主たる内容とする条約): 11 本、11 か国・地域(図中、(※)で表示)
  - ・税務行政執行共助条約:締約国は我が国を除いて 124 か国(図中、国名に下線)。適用拡張により 142 か国・地域に適用(図中、適用拡張地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地 域は 63 か国・地域。
  - ・日台民間租税取決め:1本、1地域
- (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会 (日本側) と亜東関係協会 (台湾側) との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会 (日本側) 及び台湾日本関係協会 (台湾側) にそれぞれ改称されている。)。

## CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(令和6年(2024年)1月1日現在)

2017年に初回交換 (49か目・地域)   2018年に初回交換 (51か目・地域)   2018年に初回交換 (2か回・地域)   2024年以降に初回交換 (1か国・地域)   2024年以降に初回交換 (1か国・地域)   2027年以降に初回交換 (1か国・地域)   2027年以日   2027年に初回交換 (3か国・地域)   2027年に初回交換 (3本国・地域)   2027年に初回交換 (					(节和6年(2024年	
アイルランド アレセンチン イタリア 大量民国 (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (英)アンギラネ (大)アンギラスカイス製品* (英)アンボーン アンアラン パンガリー (数)アーシー アンアラン アンアラン パンガリー (数)アーシー アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアンタ (数)モントラット (数)モントラット (数)モントラット アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアンタ (数)モントラット (数)モントラット アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアラン アンアン アン	2017年に初回交換(49か国・地域)	2018年に初回交換(51か	か国・地域)	2019年に初回交換(2か国・地域)	2024年以降に初回交換(11か国・地域)	
	アイルランド       スロベニア         アルゼンチン       セーシェル         大韓民国       チェコ         英国       デンマーク         (英)アンギラ*       (丁)フェロー諸島         (英)英(デンン諸島*       ドイツ         (英)ケイマン諸島*       バンガリー         (英)グラルタル       フィンランド         (英)ジャージー       フランス         (英)グラルタル       ブルガリア         (英)ジャージー       ベルギー         (英)グランス       ブルガリア         (英)マント・コス・カイコス諸島*       ベルギー         (英)マン島       ポーランド         (英)モンセラット*       エルトガル         エストニア       オランダ         オランダ       南アフリカ共和国         キプロス       メキシコ         ラトビア       リトアニア         コロンビア       リトアニア         リトアニア       リトアニア         コロンビア       リトテンシュタイン         ルーマニア*       ルクセンブルク	アラブ首長国連邦* アンティグア・バーブーダ* アンティグア・バーブーダ* アンドラ イスラエル インドネシア ウルグアイ オーストラリア オーストリア (蘭) キュラソー (蘭) キュラソー (蘭) セントマーティン* カタール* カナダ クック諸島 グレナダ コスタリカ サウジアラビア サモア* シンガポール スイス セイクノストファーネービス セイクノストファーネーでス セイセト及がりナディーは書* セントルシア 中華人民共和国		クウェート*         2020年に初回交換(4か国・地域)         オマーン *         ナイジェリア (仏)ニューカレドニア *         ペルー         2021年に初回交換(3か国・地域)         アルバニア エクアドル カザフスタン         2022年に初回交換(2か国・地域)         ジャマイカ モルディブ         2023年に初回交換(3か国・地域)         タイ モンテネグロ	ケニア(2024) ジョージア(2024) チュージア(2024) チュージア(2024) テルドバ(2024) アルメニア(2025) 初回交換時期オ アアウズジスルーボイナ カガイボール・カガイボール・カガイボール・ボート・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	セネガル(2025) モロッコ(2025) ルワンダ(2025) ルワンダ(2025) モンゴル(2026)  定(45か国・地域) トーゴ ドミニカ共和国 ナミジェール ハパラオ パラオアー ニジイチアニューギニア パラオアイ フィリピナナ スマリー エッジガスル マリーリア

<sup>(</sup>注)1 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(110か国・地域)。

<sup>2 \*</sup>は日本からCRS情報の提供を行わない国・地域(26か国・地域)である。